

「三田市小規模事業者物価高騰対策助成金」のご案内

市では、エネルギー価格高騰に伴い、厳しい経済状況に直面している市内小規模事業者（商工業者）に対して、事業の継続を下支えするため支援します。

対象事業者及び助成額

対象 事業者	<u>三田市内において事業実態のある小規模事業者（商工業者）で、次の対象要件の①～③に該当するもの。</u>												
	① 令和8年1 1月1日以前に事業を開始していること。 ② 申請時において事業を経営し、助成金受給後も引き続き当該事業の継続意思があること。 ③ 本市において、本助成金と同一の目的による他の補助金、給付金その他これらに類する助成を受けていない、または受ける予定がないこと。												
	本助成金制度における対象となる小規模事業者												
	<table><tr><th>支給対象となる事業者</th><th>支給対象にならない事業者</th></tr><tr><td> ・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社、特例有限会社 等） ・個人事業者 ・特定非営利活動法人（宗教団体、政治団体を除く） </td><td> ・宗教団体、政治団体 ・農業者 ・障害福祉サービス事業所等及び介護保険サービス事業所等応援給付金対象者 ※ 農業者は、農家物価高騰対策支援金をご確認ください。問い合わせ先：農業振興課（079-559-5089） ※障害福祉サービス事業所等応援給付金をご確認ください。問い合わせ先：障害福祉課（079-559-5075） ※介護保険サービス事業所等応援給付金をご確認ください。問い合わせ先：介護保険課（079-559-5078） </td></tr></table>			支給対象となる事業者	支給対象にならない事業者	・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社、特例有限会社 等） ・個人事業者 ・特定非営利活動法人（宗教団体、政治団体を除く）	・宗教団体、政治団体 ・農業者 ・障害福祉サービス事業所等及び介護保険サービス事業所等応援給付金対象者 ※ 農業者は、農家物価高騰対策支援金をご確認ください。問い合わせ先：農業振興課（079-559-5089） ※障害福祉サービス事業所等応援給付金をご確認ください。問い合わせ先：障害福祉課（079-559-5075） ※介護保険サービス事業所等応援給付金をご確認ください。問い合わせ先：介護保険課（079-559-5078）						
	支給対象となる事業者	支給対象にならない事業者											
・会社及び会社に準ずる営利法人（株式会社、合同会社、特例有限会社 等） ・個人事業者 ・特定非営利活動法人（宗教団体、政治団体を除く）	・宗教団体、政治団体 ・農業者 ・障害福祉サービス事業所等及び介護保険サービス事業所等応援給付金対象者 ※ 農業者は、農家物価高騰対策支援金をご確認ください。問い合わせ先：農業振興課（079-559-5089） ※障害福祉サービス事業所等応援給付金をご確認ください。問い合わせ先：障害福祉課（079-559-5075） ※介護保険サービス事業所等応援給付金をご確認ください。問い合わせ先：介護保険課（079-559-5078）												
小規模事業者 <table><tr><th>業種</th><th>常時雇用する従業員数</th><th rowspan="5">【従業員数について】 正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用（雇用契約期間が反復更新を含む）されている者の人数。役員、個人事業者本人及び同居の親族は従業員に含まれません。</th></tr><tr><td>製造業・建設業・運輸業・その他の業種</td><td>20 人以下</td></tr><tr><td>商業（卸売業・小売業・飲食業）</td><td>5 人以下</td></tr><tr><td>サービス業</td><td>5 人以下</td></tr><tr><td>宿泊業・娯楽業・旅行業</td><td>20 人以下</td></tr></table>			業種	常時雇用する従業員数	【従業員数について】 正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用（雇用契約期間が反復更新を含む）されている者の人数。役員、個人事業者本人及び同居の親族は従業員に含まれません。	製造業・建設業・運輸業・その他の業種	20 人以下	商業（卸売業・小売業・飲食業）	5 人以下	サービス業	5 人以下	宿泊業・娯楽業・旅行業	20 人以下
業種	常時雇用する従業員数	【従業員数について】 正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、期間の定めなく雇用（雇用契約期間が反復更新を含む）されている者の人数。役員、個人事業者本人及び同居の親族は従業員に含まれません。											
製造業・建設業・運輸業・その他の業種	20 人以下												
商業（卸売業・小売業・飲食業）	5 人以下												
サービス業	5 人以下												
宿泊業・娯楽業・旅行業	20 人以下												
助成額	<table><tr><th>従業員数</th><th>助成金額</th></tr><tr><td>5 人以下</td><td>20,000 円</td></tr><tr><td>6 人以上 10 人以下</td><td>30,000 円</td></tr><tr><td>11 人以上 20 人以下</td><td>50,000 円</td></tr></table>	従業員数	助成金額	5 人以下	20,000 円	6 人以上 10 人以下	30,000 円	11 人以上 20 人以下	50,000 円	※複数店舗の経営であっても1 事業者となります。市内や市外にかかわらず、1 事業者（法人）の事業全体（複数の事業所含む）の従業員数となります。			
従業員数	助成金額												
5 人以下	20,000 円												
6 人以上 10 人以下	30,000 円												
11 人以上 20 人以下	50,000 円												

申請について

申請期間	令和8年11月1日(日)～令和9年2月12日(金) ※必着 ※電子申請は、土・日・祝日も申請できます。 ※電子申請は、2月12日23時59分まで
申請方法	法人は①～③、個人事業者は①～④の申請書類を下記の提出先に郵送してください。 【提出先（郵送）】 〒669-1595 三田市三輪2丁目1-1 三田市役所 産業政策課 宛 電子申請は、三田市ホームページの「三田市小規模事業者物価高騰対策助成金」のページから申請してください。 ★電子申請は こちらから ⇒  ★三田市 ホームページは こちらから ⇒ 
申請書類	法人は①～③、個人事業者は①～④の申請書類が必要です。 ① <u>三田市小規模事業者物価高騰対策助成金交付申請書兼請求書</u> ※誓約書（申請書兼請求書の2ページ目）を熟読いただき、了承の上、申請書に添付してください。 ② <u>令和8年11月1日以前に事業を開始し、市内において事業実態が分かるもの</u> ・履歴事項全部証明書の写し、確定申告書別表一（第一表）の写し、開業届の写しなど ③ <u>振込口座が確認できるもの</u> ・申請者名義の通帳の見開きのページなどの写し ※口座名義人のカタカナ表記、金融機関名、支店名、店コード、預金種目、口座番号が分かるもの ※ゆうちょ銀行の場合、他の金融機関からの振込用の店名（店番）、口座番号が分かるもの ④ <u>本人確認ができるもの（個人事業者の方のみ）</u> ・運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証、住民票のいずれかの写し
支給時期	申請書類の審査が完了した後、指定の口座に振り込みます。書類に不備がある場合、口座振込ができませんので、<u>郵送提出前に提出書類を十分ご確認ください。</u>
問合せ先	三田市産業振興部 産業政策課 Tel 079-559-5085（直通） E-mail : sangyo@city.sanda.lg.jp fax 079-559-5024